

職員の懲戒処分について

本日付で、次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 事件の概要

当該職員は、令和5年5月31日（水）の帰宅途中に、市営地下鉄中山駅のエレベーターにおいて、女性のスカート内をスマートフォンで撮影しました。

その後、書類送検され、不起訴処分となりました。なお、被害者とは示談が成立しています。

2 経過

令和5年5月31日	盗撮容疑により警察で事情聴取
11月29日	不起訴処分
12月7日	不起訴処分告知書を受領

3 被処分者及び処分内容

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定により、次のとおり、処分を行いました。

所属	職名	年齢	処分内容
教育委員会事務局	事務職員	30代	停職4箇月

※本処分については、令和6年2月5日付横浜市報に登載予定です。

(参考：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号)

職員が、次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

4 総務部長コメント

教育委員会として、不祥事の防止に取り組んでいる中、このようなことが起きたことは、極めて遺憾であり、大変申し訳なく思います。

不祥事の再発防止に組織を挙げて全力で取り組み、市民の皆様からの信頼回復に努めてまいります。

お問合せ先

教育委員会事務局職員課 Tel 045-671-3795